

太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況に加え、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護施設その他の介護サービス事業者に、太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより負担軽減を図り、介護保険の安定的運営を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、支援金を次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する法人に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の規定による地域密着型サービス事業所等として市の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- (2) 令和5年10月現在において、市内にて地域密着型介護サービス等の提供を実施している法人であること。
- (3) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない法人であること。

(交付額)

第3条 支援金の額は、別表左欄に掲げる事務所種別ごとに同表右欄に掲げるとおりとする。また、一の事業所につき交付は1回限りとする。この場合において、複数の事業所を運営している法人は、支援金の額を合算して交付を受けることができる。

(申請方法)

第4条 支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

- 2 申請期間は、令和6年1月9日から同月31日までとする。この場合において、郵送による申請である場合は、当日消印有効とする。

(交付決定等)

第5条 市長は、申請書類等の審査及び調査を行い、支援金を交付することを決定した場合は、太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）に

より通知し、支援金の交付は、指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行う。

2 前項の審査及び調査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査及び調査の際、必要であると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出等を求めることができる。

（交付申請の変更等）

第6条 申請者は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は変更等申請書（様式第4号）を提出するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた法人が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、これを取り消し、既に支援金を交付しているときは、その法人に対し、太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて当該支援金を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

（支援金の交付回数に係る措置）

2 この要綱の施行日前に交付した支援金については、第3条中段における交付の回数に数えないものとする。

別表（第3条関係）

事業所種別	支援金
地域密着型通所介護	17万円
認知症対応型通所介護（単独型に限る。）	17万円
小規模多機能型居宅介護	17万円
看護小規模多機能型居宅介護	17万円
認知症対応型共同生活介護	1万2,000円×定員
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1万2,000円×定員
地域密着型特定施設入居者生活介護	1万2,000円×定員
指定居宅介護支援事業所	1万7,000万円